

平成 23 年 11 月 21 日
消 費 者 庁

エア遊具の安全点検等の呼びかけ

本年 11 月 4 日に千葉市の遊戯施設で、幼児がボールプールタイプのエア遊具（空気膜構造の大型遊具）から出る際に、出入口に設置されていた網のほつれに指がからみ、指先を切断する事故が発生しました。

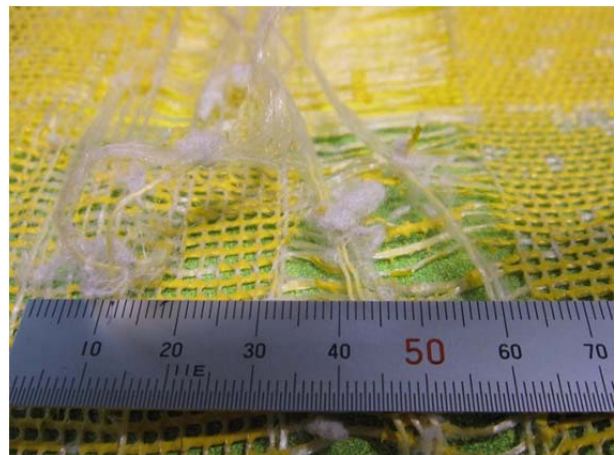
このような事故を防止するため、全国のエア遊具事業者や他の遊戯施設事業者に対して、下記のとおり、遊具の点検と安全管理の徹底を呼びかけます。

記

○エア遊具事業者の方は、次のような点を確認してください。

1. エア遊具に設置されている網にほつれがないか。
2. 網だけでなく、エア遊具全体に糸がほつれた箇所や、ロープ類や金網に手指や髪が絡みやすくなっている箇所など、幼児が事故に遭うような危険な箇所はないか。
3. 安全管理のための施設スタッフの体制は充分か。
4. 万一、事故が発生した場合の対応マニュアルが整備されているか。 等

○エア遊具以外の幼児が遊ぶ施設の運営事業者の方も、施設に同様な網・糸のほつれなど、危険な箇所がないかを確認してください。



エア遊具の網のほつれ

※社団法人日本エア遊具安全普及協会、社団法人日本公園施設業協会、日本アミューズメント産業協会へは、以上の内容を別途通知し、傘下の事業者への周知を依頼しました。

本件に対する問合せ先
消費者庁消費者安全課 滝、渡邊
TEL : 03(3507)9146
FAX : 03(3507)9290
H P : <http://www.caa.go.jp/>